森林経営計画認定等実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林経営計画制度の適切な運用及び円滑な認定業務の推進に資するため、 法令及び森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官 通知。以下「国要領」という。)に定めるもののほか、森林法(昭和26年法律第249号。以 下「法」という。)第19条第1項の規定による森林経営計画の認定(以下「知事認定」とい う。)及び法第11条第5項の規定により、市町村長が行う森林経営計画の認定業務への支援 等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(森林経営計画作成の援助)

- 第2 森林経営計画の認定を受けようとする森林所有者等(森林法(昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。)第 10 条の 7 に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。)が,国要領 I の1 の規定による援助を受けようとする場合は,法第 11 条第 1 項の規定による認定請求を しようとする 30 日前までに森林経営計画作成援助申請書(別記様式。以下「援助申請書」と いう。)を所轄の地方振興事務所長又は地域事務所長(以下「所長」という。)に提出する ものとする。
- 2 援助申請書の提出を受けた所長は、当該申請書に係る森林経営計画が2以上の地方振興事務所(以下「事務所」という。)の所管区域又は他の都道府県にわたるときは、速やかに知事に進達するものとする。
- 3 所長は、援助申請書を受理したときは、宮城県森林クラウドシステム(以下「システム」という。)により当該申請に係る森林簿 CSV ファイル等の森林経営計画の作成に必要な資料(以下「援助資料」という。)を出力し、速やかに申請を行った森林所有者等に交付するものとする。
- 4 所長は、第3項の規定により交付した援助資料について、交付を受けた森林所有者等から 森林現況等に相違がある旨の指摘があった場合であって、当該援助資料の修正を要するとき は、システムにより当該訂正を行い、援助資料の修正を行うものとする。

(森林経営計画の作成)

- 第3 森林所有者等は、森林経営計画制度の趣旨を尊重し、法令及び国要領に定められた様式 に従って森林経営計画を作成するものとする。
- 2 所長は、森林所有者等が行う森林経営計画の作成について、必要に応じ、適切な指導及び 助言を行うものとする。
- 3 所長は、森林所有者等及び市町村に対して、林業振興課長が別に定める様式(以下「森林 経営計画作成様式」という。)による森林経営計画の作成及び認定基準の確認作業の指導及 び助言するものとする。

(森林経営計画の認定請求)

第3の2 森林所有者等は、知事認定に係る森林経営計画にあっては、法令及び国要領に定め

られた様式及び添付資料並びに森林経営計画作成様式を,次の申請先に提出するものとする。

- (1) 単一の地方振興事務所管内の森林経営計画の場合にあっては、所轄の地方振興事務所
- (2) 2以上の地方振興事務所にわたる森林経営計画の場合にあっては、水産林政部林業振興課

(森林経営計画の認定)

- 第4 所長は、森林所有者等から法第11条第1項の規定に基づき認定請求書及び森林経営計画書の提出があった場合、法第11条第5項各号に掲げる要件について審査するとともに、システムに森林経営計画認定請求情報を入力して森林情報の確認をするものとする。
- 2 知事は、前項の審査、森林情報等の確認及び森林経営計画作成様式による基準判定の確認 により認定の適否を検討し、適当と認める場合は、認定請求者に森林経営計画認定書を交付 するものとする。
- 3 前項の森林経営計画認定書に記載する認定番号は、国要領附録第2の例によらず、年度(2 けた)、市町村番号又は事務所番号(3 けた)、属人属地別番号(1 けた)、通し番号(3 けた)及び変更回数(2 けた)の11 けたの数字を用いるものとする。

(森林経営計画の変更)

第5 森林経営計画の変更については、第2から第4までの規定を準用する。

(森林経営計画の実行)

- 第6 所長は、森林経営計画の認定を受けた森林所有者等に対し、当該森林経営計画の着実な 実行が図られるよう指導に努めるものとする。
- 2 森林経営計画の認定を受けた森林所有者等は、森林経営計画に基づくことを要件とした補助事業を要望し、活用することとした場合は、認定を受けた森林経営計画の施業内容が当該補助事業の要件を満たすことを確認したうえで当該施業に着手しなければならない。

(認定の取消し)

第7 知事認定に係る森林経営計画について法第 16 条各号のいずれかに該当する事案が生じ、所長が十分な指導を行っても国要領 I の 7 の (3) の規定に該当すると認められるときは、所長は、その状況及び経緯等を取りまとめて知事に報告するものとする。

(森林経営計画認定簿)

- 第8 所長は,森林経営計画認定簿(参考様式:国要領附録第5)を備え付け,逐次認定状況 を管理するものとする。
- 2 所長は、森林経営計画制度の円滑な運用のため、相互に作成した森林経営計画認定簿の写しの提供を受けることができるものとする。

(森林経営計画実行簿)

第9 所長は、森林経営計画の実行を確保するため、国要領附録第6に準じた様式による森林経営計画実行簿を備え付け、法第15条の届出があった都度記入するほか、必要に応じ現地調査等により実行状況の把握に努めるとともに、不遵守事項が認められた場合には適切な指導

を行うものとする。

(市町村長が行う森林経営計画認定業務への支援)

第10 所長は、市町村長から市町村長が行う森林経営計画認定業務について支援の要請があった場合には、必要な支援を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月2日から施行する。
- 2 森林施業計画認定等実施要領(平成16年4月1日施行)は、廃止する。 ただし、平成24年4月1日現在有効な森林施業計画については、計画期間が満了するまで なお効力を有する。

附則

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

森林経営計画作成援助申請書

年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

申請者 住所 氏名又は名称及び代表者名

下記の森林について森林経営計画を作成したいので、森林経営計画認定等実施要領第2の規定に より援助を申請します。

記

森林所有者等		森林の所在場所					
						面積	備考
住 所	氏 名	市町村	大字	字	地番	(ha)	(林小班)

[記載上の注意]

- 1 申請者氏名欄は、法人にあっては名称及び代表者氏名、共有林にあっては代表者氏名を記載する。共同の場合は、代表者氏名を記載するとともに、表題の次に(共同)と記載する。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 森林所有者住所氏名欄は、共有林又は共同の場合のみ記入する。
- 4 森林の所在場所及び面積等が一覧できる資料がある場合は、記以下の欄の記入を省略して「別紙のとおり」と明記した上、別紙として添付することができる。